

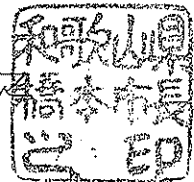


橋本市告示第123号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2で準用する同法第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から、本市内の字の区域を別紙のとおり変更する。

平成20年8月8日

橋本市長 木下 善



1. 大字恋野字竹之垣内に編入する区域

字	地 番	
長 通 り	158-3の一部	158-4
	214-5の一部	214-6の一部
	214-3の一部	214-7の一部
	水路の一部	道路の一部

地番については、平成19年1月17日現在の地番である。

2. 大字恋野字長通りに編入する区域

字	地 番	
竹之垣内	水路の一部	216-2の一部
	216-3の一部	216-4の一部

地番については、平成19年1月17日現在の地番である。